

県職員の給与等の報告・勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(平成21年10月9日)

- 1 本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告しました。

本年は、厳しい経済・雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けて、県職員の月例給及び特別給のいずれもが県内の民間従業員を上回っていることが明らかになりました。そのため、本委員会においては、民間準拠の原則に則って、その取扱いについて慎重に検討を行い、その結果、基本給（給料表）の引下げ改定を行うとともに、特別給を民間の水準まで引き下げることとしました。

また、時間外労働の割増賃金率に関する労働基準法の改正を踏まえて、超過勤務手当の支給割合について、所要の改定を行うこととしました。

- 2 本年は、月例給・特別給ともに引き下げるという厳しい内容の勧告となりましたが、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から納得性のある適正な給与水準を確保するものとして定着しており、また、県内各地で県民生活の安定・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものと確信しております。

県職員の皆さん方にあっては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、県民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、一層職務に精励されることを望みます。

- 3 県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が各部門において県民福祉の向上に努めている実情について、深いご理解をいただきたいと思います。